

第2回 東京都国民健康保険運営協議会 次第

令和5年2月9日（木曜日）午後3時から
都庁第一本庁舎 33階 N4 特別会議室【WEB形式】

1 開会

2 議事等

- (1) 令和5年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果について
- (2) 令和3年度東京都国民健康保険事業会計決算について
- (3) 令和5年度東京都国民健康保険運営方針改定スケジュールについて
- (4) その他

3 閉会

【配付資料】

- ・ 令和4年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料
 - 別紙1 令和5年度確定係数に基づく納付金額
 - 別紙2 令和5年度確定係数に基づく1人当たり保険料額
 - 別紙3 令和5年度確定係数に基づく標準保険料率
- ・ 令和4年度第2回東京都国民健康保険運営協議会参考資料
- ・ 令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 議事概要

東京都国民健康保険運営協議会委員名簿

区分		氏名	備考
被保険者代表	荒川区被保険者	かねだ ひろし 金田 博	
	江東区被保険者	まきた のぶゆき 蒔田 信之	
	八王子市被保険者	はしもと なおき 橋本 直紀	
	西東京市被保険者	しまだ あやこ 嶋田 文子	
	瑞穂町被保険者	きた なおこ 喜多 直子	
	東京食品販売国民健康保険組合被保険者	ふかさわ しょうじろう 深沢 庄二郎	
保険医又は 保険薬剤師代表	東京都医師会副会長	ひらかわ ひろゆき 平川 博之	
	東京都医師会理事	はすぬま たけし 蓮沼 剛	
	東京都医師会理事	くろせ いわお 黒瀬 巖	
	東京都医師会理事	おおつぼ ゆりこ 大坪 由里子	
	東京都歯科医師会会長	いのうえ けいじ 井上 恵司	
	東京都薬剤師会会長	ながた たいぞう 永田 泰造	
公益代表	東京都議会議員	はやし あきひろ 林 あきひろ	
	東京都議会議員	きりやま ひとみ 桐山 ひとみ	
	東京都議会議員	うすい こういち うすい 浩一	
	東京都議会議員	いずみ なおみ 和泉 なおみ	
	早稲田大学名誉教授	つちだ たけし 土田 武史	会長
	東京都国民健康保険団体連合会専務理事	ももはら しんいちろう 桃原 慎一郎	
被用者保険等 被保険者代表	全国健康保険協会東京支部支部長	もとだ かつと 元田 勝人	
	警察共済組合皇宮警察支部事務長	こやま みのる 小山 稔	
	健康保険組合連合会東京連合会専務理事	いまいずみ れいぞう 今泉 礼三	

令和4年度第2回 東京都国民健康保険運営協議会 資料

東京都福祉保健局

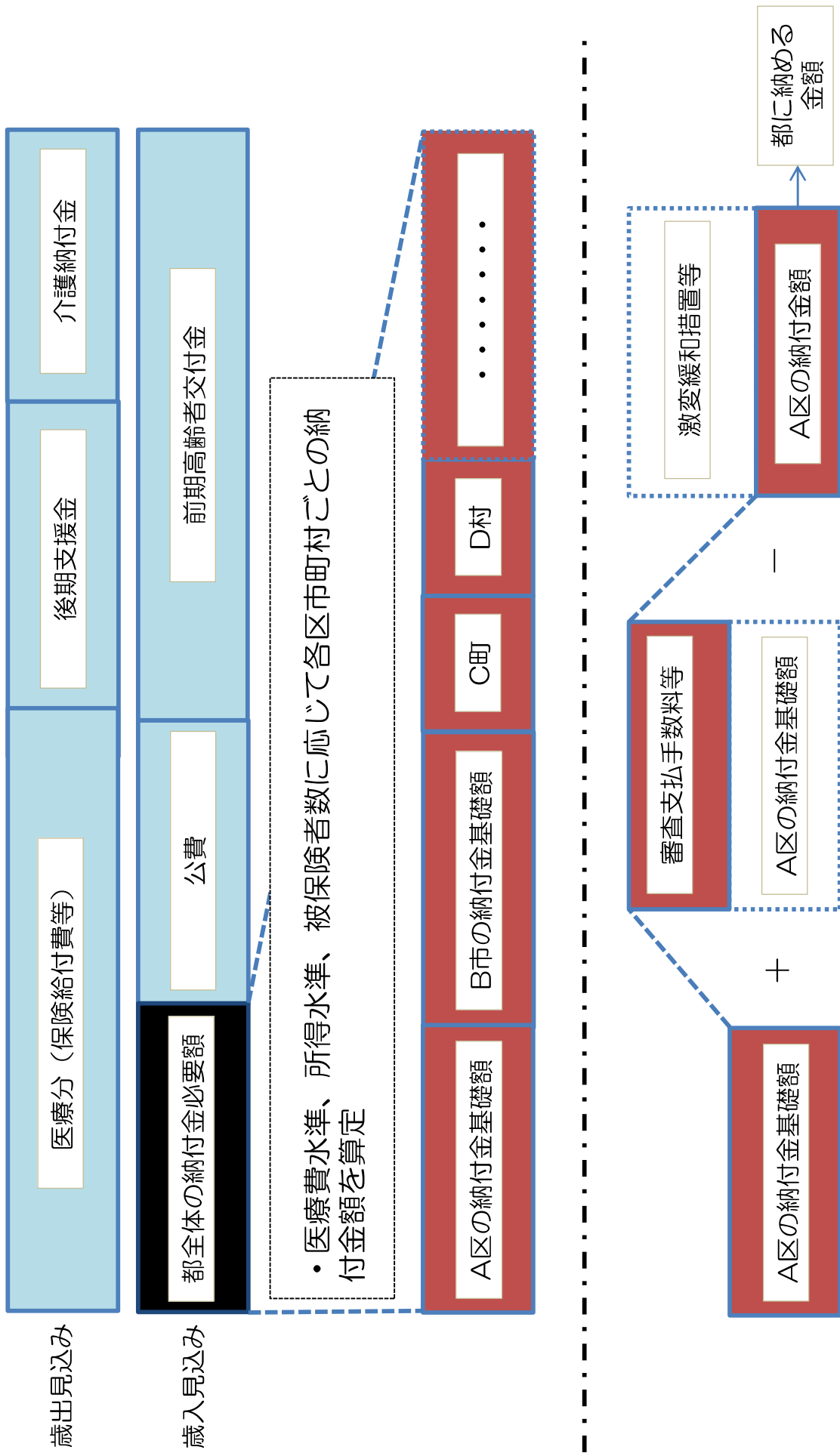
令和5年2月9日

目次

- 1 令和5年度確定係数に基づく国保事業費
納付金等の算定結果について
- 2 令和3年度東京都国民健康保険事業会計
決算について
- 3 令和5年度東京都国民健康保険運営方針
改定スケジュールについて
- 4 その他

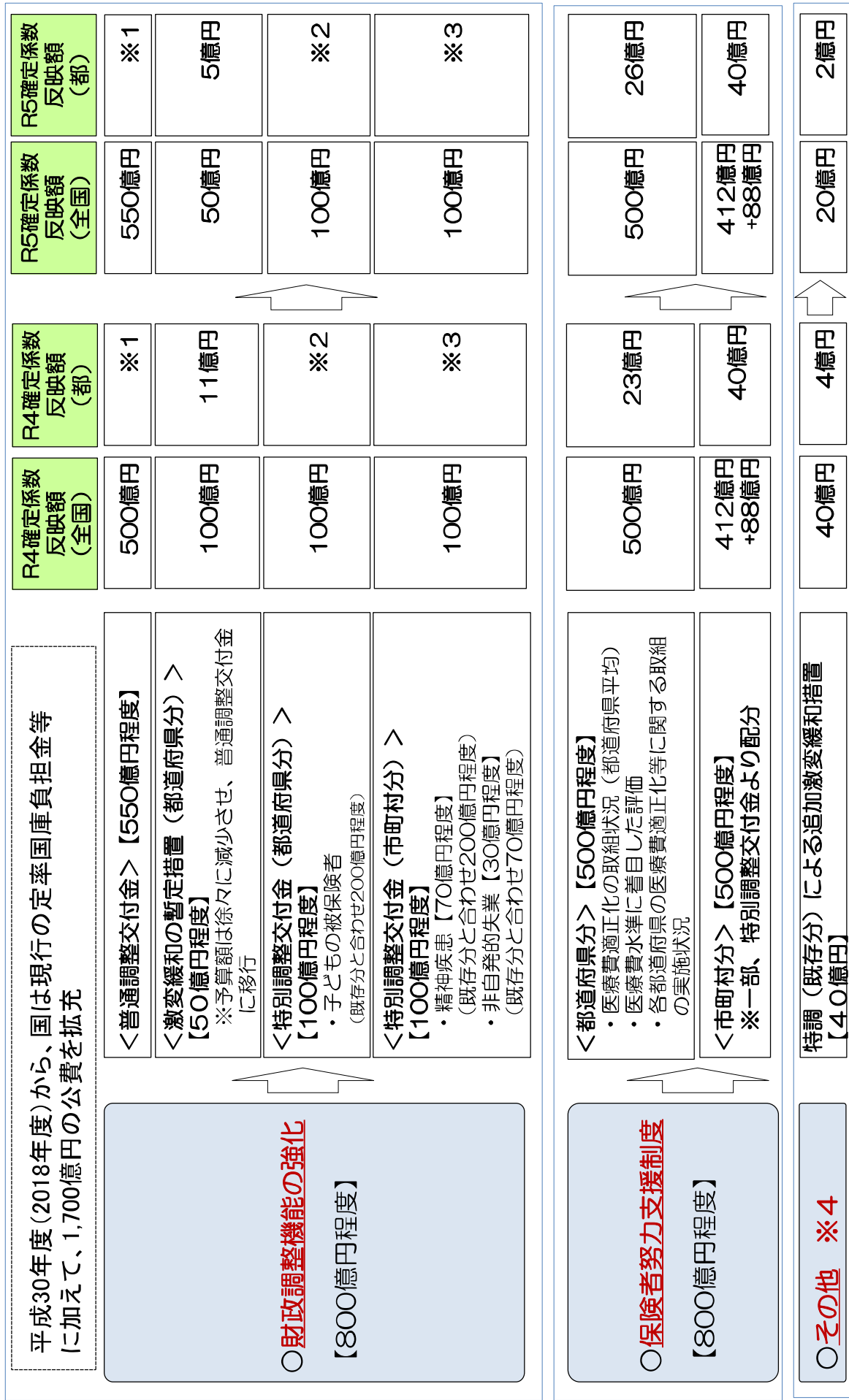
1 令和5年度確定係数に基づく国保 事業費納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定(一般分)



・激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

令和4年度・5年度の国公費について（拡充分の全体像）



※1 普通調整交付金の総額は196億円（R4確定係数197億円）と示されたが、公費拡充分は不明 ※2 特別調整交付金（都道府県分/子ども分）の総額は15億円（R4確定係数15億円）と示されたが、公費拡充分は不明
 ※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明
 ※4 特別高額医療費共同事業の繰越金の国庫補助を拡充し、60億円を確保

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

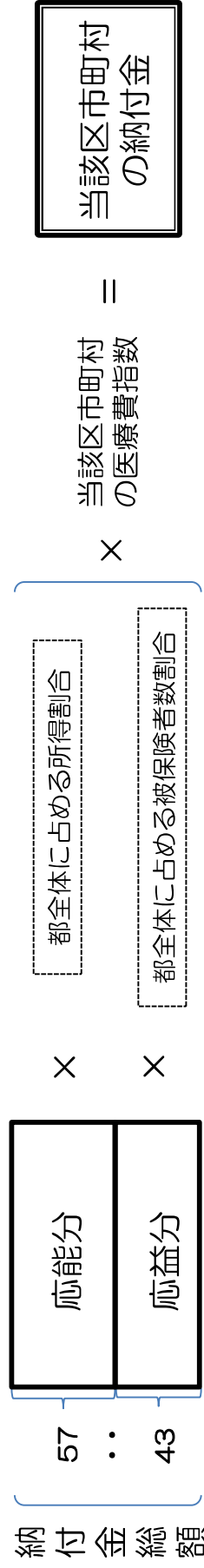
- ・医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.35 応能分：57：43（1.35：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。



■激変緩和措置

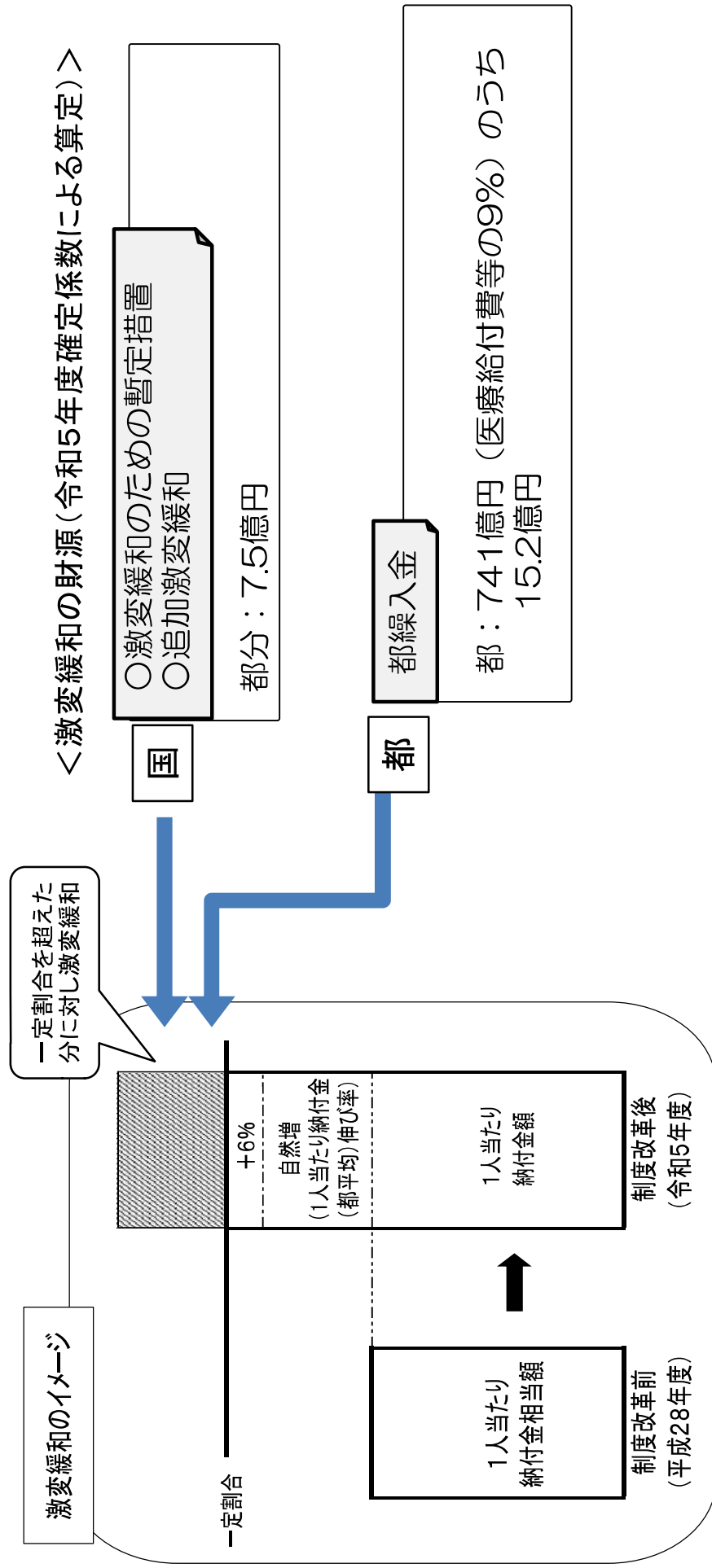
○医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。

○被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

激変緩和措置（令和5年度）

○令和5年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外



令和5年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額（一般分）

■ 令和4年度確定係数による算定

給付費 7,865億円	国・都 公費 3,523 億円	前期 高齢者 交付金 2,346 億円	納付金 必要額 4,346 億円
後期支援金 1,617億円	介護納付金 733億円		



■ 令和5年度確定係数による算定

給付費 8,336億円	国・都 公費 3,710 億円	前期 高齢者 交付金 2,475 億円	納付金 必要額 4,591 億円
後期支援金 1,734億円	介護納付金 706億円		

事 項	R4算定 (確定係数)	R5算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	267万4千人	259万3千人	▲8万1千人	▲3.0%
給付費総額	7,865億円	8,336億円	471億円	6.0%
1人当たり給付費	294,173円	321,533円	27,360円	9.3%
納付金総額 ※	4,346億円	4,591億円	245億円	5.6%
1人当たり納付金総額 ※	189,368円	203,623円	14,255円	7.5%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

1人当たり保険料の算定結果（激変緩和後）

◆ 令和5年度確定係数に基づく保険料算定額と令和4年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和5年度確定係数に基づく保険料算定額	令和4年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
180,856円	167,042円	8.3%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

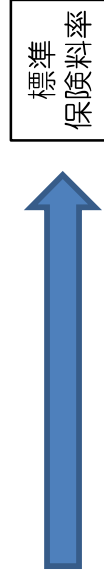
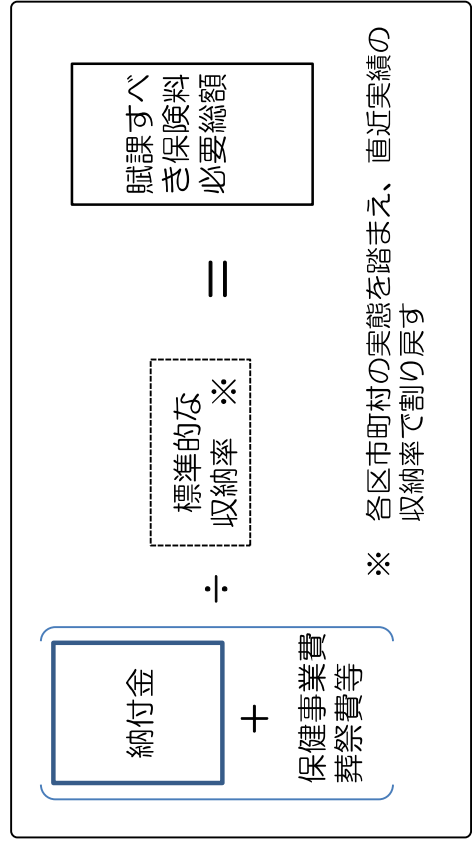
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒ 都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割))

■ ②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



- ②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分に分けて算定
- ③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分の割合に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示)

2 令和3年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

令和3年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 決算額

歳入	1,148,992,693千円
歳出	1,128,756,350千円
差引歳計剰余金	20,236,343千円

(単位：千円)

歳入		歳出	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金	417,666,076	管理費	133,737
国庫支出金	330,921,708	保険給付費等交付金	855,942,875
療養給付費等交付金	0	後期高齢者支援助金	168,558,152
前期高齢者交付金	252,195,658	前期高齢者納付金	322,825
共同事業交付金	1,957,529	介護納付金	73,210,547
繰入金	92,180,453	共同事業拠出金	1,936,272
その他	54,071,269	その他	28,651,942
合計	1,148,992,693	合計	1,128,756,350

3 事業概要

■主な歳入事業

- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 417,666,076千円
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)

- (2) 国庫支出金 330,921,708千円

国から療養給付費等負担金等を収入

■主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 855,942,875千円
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

3 令和5年度東京都国民健康保険 運営方針改定スケジュールに ついて

令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定について

運営方針の概要

- ▶ 都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国保事業の広域化・効率化を推進するための都内の統一的な方針（国民健康保険法第82条の2）
- ▶ 改定にあたっては、東京都国民健康保険運営協議会への諮問、区市町村への法定意見聴取等が必要。

【経緯】

平成29年12月策定：平成30年4月1日から令和3年3月31日

令和2年12月策定：令和3年4月1日から令和6年3月31日

主な記載事項

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- (2) 区市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化(※)に関する事項
- (3) 区市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費の適正化の取組に関する事項
- (6) 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他道府県が必要と認める事項に関する事項

現行の国保法上の
必須記載事項

※下線部は令和3年健保法等の改正による必須記載事項（令和6年4月施行）

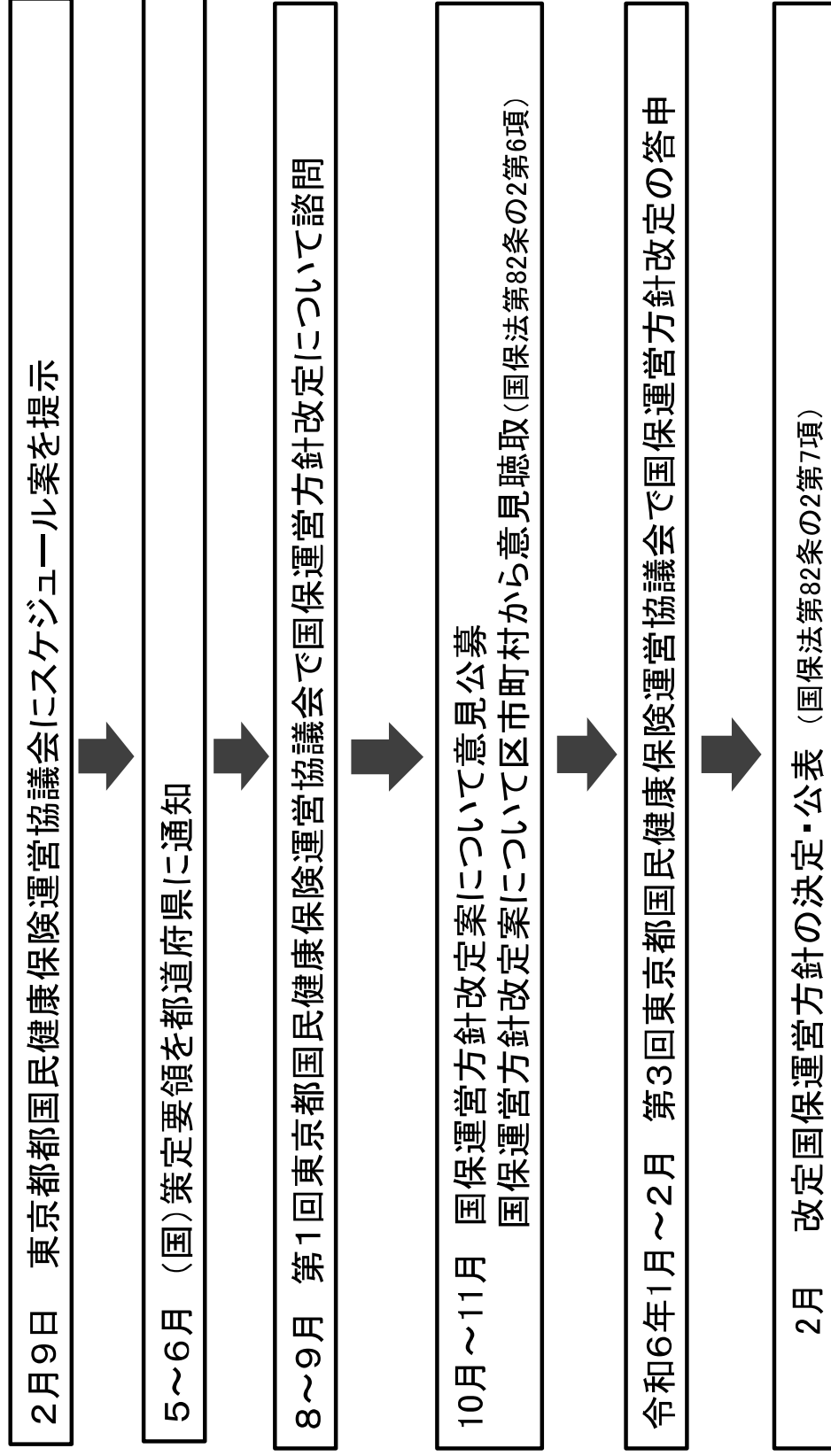
法改正による変更点

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案により規定予定

- ▶ 国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）→ 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
- ▶ 医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。→ 都においては全て記載済

※その他詳細は、令和5年6月頃に発出予定の国「策定要領」で示される予定

運営方針策定の流れ(予定)



※前回との変更点
医療費適正化計画と同時改定であることから、公表時期を12月から2月とする。

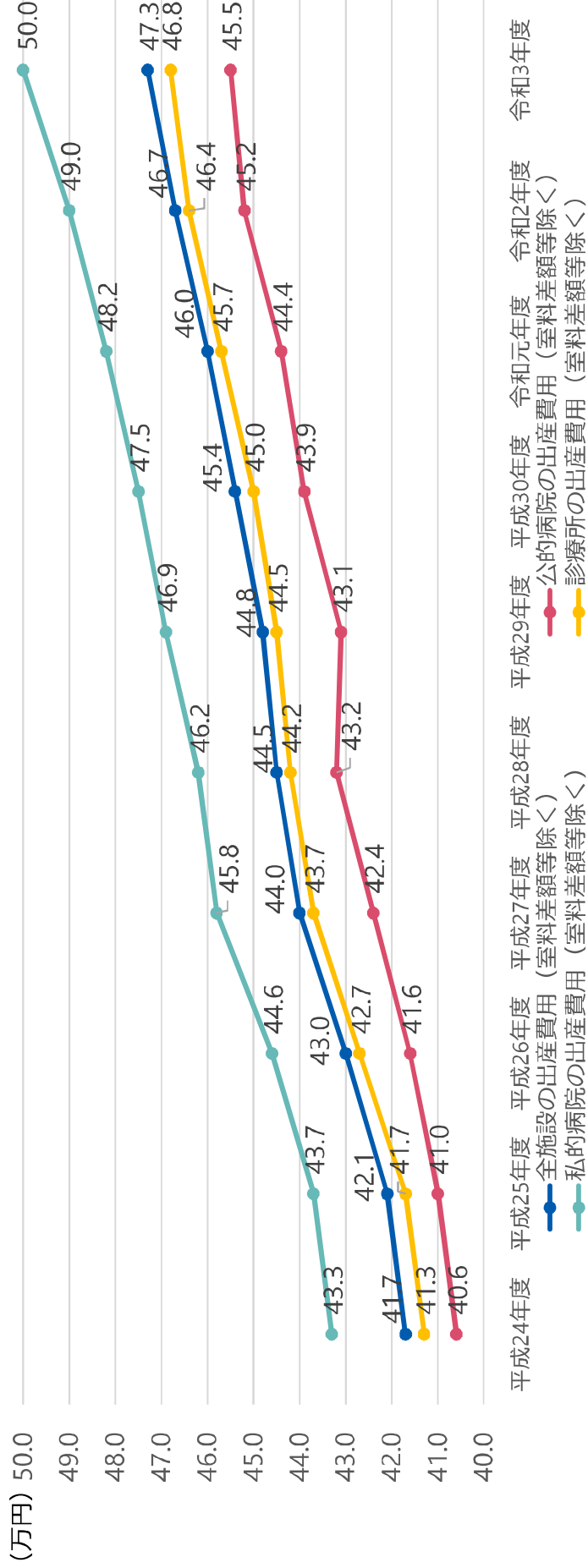
4 その他

出産育児一時金の引上げ額について

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
 - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
 - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、48.0万円（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※））+1.2万円（産科医療補償制度の掛金）=49.2万円となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、**全国一律で、50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。
(※) 平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向（2020年人口動態統計）

令和5年度当初予算案 2 億円 (一億円) ※〇内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- **子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。**

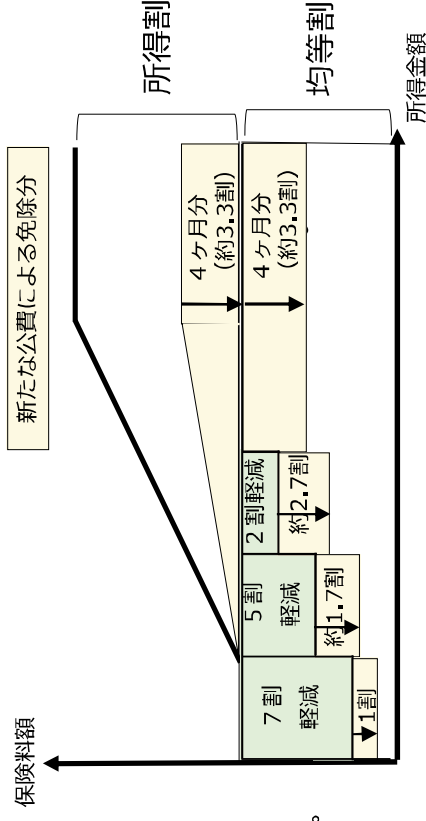
(参考) 健保法等改正法 参議院附帯決議 (令和3年6月)

国民健康保険については、被用者保険と異なり(略)産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

2 事業の概要・実施主体等

- 対象は、出産する被保険者とする。
 - ※ 出産育児一時金支給件数：76,943件 (令和2年度国民健康保険事業年報)
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額（公費）4億円
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
 - ※ 令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。
- 施行時期：**令和6年1月** (予定)

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】



令和5年度確定係数に基づく納付金額

別紙 1

(単位:円)

		医療分		後期支援金分		介護納付金分	合計
		一般被保険者分	退職被保険者分※	一般被保険者分	退職被保険者分※	一般・退職被保険者分※	
1	千代田区	1,472,803,337	204,222	440,815,432	0	185,618,230	2,099,441,221
2	中央区	3,707,204,438	0	1,132,328,183	0	523,777,327	5,363,309,948
3	港区	6,855,032,303	53,709	2,062,272,534	0	945,843,115	9,863,201,661
4	新宿区	10,695,501,433	0	3,287,561,393	0	1,169,283,272	15,152,346,098
5	文京区	5,170,189,099	0	1,655,549,598	0	632,103,628	7,457,842,325
6	台東区	5,791,998,347	214,288	1,738,503,467	0	749,583,334	8,280,299,436
7	墨田区	6,348,975,179	303,821	1,895,226,500	0	749,227,792	8,993,733,292
8	江東区	10,983,465,363	0	3,223,215,660	0	1,254,197,047	15,460,878,070
9	品川区	9,258,869,846	0	2,729,913,490	0	1,110,989,944	13,099,773,280
10	目黒区	7,097,489,429	273,342	2,169,780,469	0	957,131,460	10,224,674,700
11	大田区	16,153,230,065	191,899	4,713,460,857	95,949	1,870,420,590	22,737,399,360
12	世田谷区	22,569,768,533	1,394,132	7,334,498,425	0	3,069,965,372	32,975,626,462
13	渋谷区	6,900,718,061	0	2,059,383,683	0	916,350,085	9,876,451,829
14	中野区	8,923,661,531	0	2,814,537,673	0	1,109,717,963	12,847,917,167
15	杉並区	13,758,138,341	87,292	4,455,473,583	77,940	1,788,677,106	20,002,454,262
16	豊島区	7,825,367,696	0	2,524,739,250	0	919,987,643	11,270,094,589
17	北区	8,248,360,873	512,626	2,454,569,219	512,626	899,374,856	11,603,330,200
18	荒川区	5,314,828,558	0	1,572,079,235	0	604,211,923	7,491,119,716
19	板橋区	12,996,419,756	106,888	3,923,152,830	32,883	1,483,265,809	18,402,978,146
20	練馬区	15,639,765,990	0	4,975,763,345	0	2,003,010,381	22,618,539,716
21	足立区	15,633,117,491	0	4,716,665,342	0	1,947,575,651	22,297,358,484
22	葛飾区	9,981,164,009	244,451	3,097,071,264	0	1,234,009,899	14,312,489,623
23	江戸川区	13,923,252,456	976,940	4,214,586,141	291,090	1,726,863,349	19,865,969,976
24	八王子市	12,710,073,463	1,061,847	4,094,184,152	362,959	1,452,523,399	18,258,205,820
25	立川市	3,949,107,140	0	1,288,823,449	0	487,421,059	5,725,351,648
26	武蔵野市	3,395,681,265	87,708	1,134,137,588	26,313	462,307,157	4,992,240,031
27	三鷹市	4,568,565,845	277,652	1,421,087,358	92,551	574,462,951	6,564,486,357
28	青梅市	2,906,392,778	0	977,724,026	0	341,594,714	4,225,711,518
29	府中市	5,823,994,164	2,236,560	1,843,138,101	0	713,224,557	8,382,593,382
30	昭島市	2,519,182,842	4,691	802,752,659	4,691	280,944,250	3,602,889,133
31	調布市	5,272,687,342	316,494	1,698,978,670	0	701,493,027	7,673,475,533
32	町田市	9,311,420,215	519,724	2,952,644,339	519,724	1,097,074,928	13,362,178,930
33	小金井市	2,611,513,796	0	852,486,693	0	311,811,289	3,775,811,778
34	小平市	4,186,208,897	522,298	1,347,569,308	161,371	514,245,328	6,048,707,202
35	日野市	3,653,609,579	0	1,205,485,467	0	432,341,209	5,291,436,255
36	東村山市	3,515,249,086	0	1,082,674,670	0	417,076,774	5,015,000,530
37	国分寺市	2,637,649,472	0	880,103,107	0	332,758,353	3,850,510,932
38	国立市	1,688,865,344	33,453	562,962,723	11,947	221,845,282	2,473,718,749
39	福生市	1,367,301,217	47,603	460,930,048	17,851	173,145,644	2,001,442,363
40	狛江市	1,921,008,755	0	617,766,178	0	251,750,824	2,790,525,757
41	東大和市	1,864,738,060	0	595,911,149	0	226,290,308	2,686,939,517
42	清瀬市	1,782,979,251	0	518,150,030	0	209,983,974	2,511,113,255
43	東久留米市	2,578,038,518	65,996	852,053,307	27,136	332,698,639	3,762,883,596
44	武蔵村山市	1,676,283,514	0	523,315,508	0	193,901,994	2,393,501,016
45	多摩市	3,277,349,000	702,082	1,089,323,983	265,788	383,652,702	4,751,293,555
46	稲城市	1,832,203,107	0	617,834,658	0	233,983,289	2,684,021,054
47	羽村市	1,224,622,482	57,930	387,841,549	20,919	138,053,084	1,750,595,964
48	あきる野市	1,854,741,700	13,200	618,749,802	0	224,137,745	2,697,642,447
49	西東京市	4,542,602,656	0	1,470,822,849	0	578,405,118	6,591,830,623
50	瑞穂町	754,381,517	15,024	274,893,735	0	99,640,445	1,128,930,721
51	日の出町	342,651,549	0	116,218,815	0	36,156,464	495,026,828
52	檜原村	55,877,084	0	21,485,465	0	7,311,176	84,673,725
53	奥多摩町	136,211,543	0	39,398,820	0	12,621,955	188,232,318
54	大島町	214,784,169	0	73,786,051	0	27,962,179	316,532,399
55	利島村	6,614,539	0	3,006,815	0	1,319,918	10,941,272
56	新島村	77,751,975	0	25,250,508	0	8,191,453	111,193,936
57	神津島村	73,025,112	0	28,361,972	0	10,641,735	112,028,819
58	三宅村	61,972,030	0	20,480,746	0	5,455,556	87,908,332
59	御蔵島村	10,896,533	0	2,217,772	0	882,951	13,997,256
60	八丈町	204,330,712	0	76,105,120	0	29,867,313	310,303,145
61	青ヶ島村	7,100,191	0	1,700,907	0	572,515	9,373,613
62	小笠原村	78,402,027	0	34,876,649	0	16,887,688	130,166,364
	都計	319,945,390,603	10,525,852	99,806,382,319	2,521,738	39,395,824,722	459,160,645,234

※退職被保険者分の納付金額は、療養給付費等交付金として賄われる保険基盤安定繰入金(軽減分)の退職被保険者相当額(医療分・後期分・介護分)を控除した額。

令和5年度確定係数に基づく1人当たり保険料額

別紙 2

(単位:円)

No.	区市町村名	令和5年度算定結果 法定外繰入前 (A)	令和4年度算定結果 法定外繰入前 (B)	伸び率
1	千代田区	209,513	202,022	3.71%
2	中央区	204,793	190,730	7.37%
3	港区	203,382	186,494	9.06%
4	新宿区	185,073	167,227	10.67%
5	文京区	200,528	186,114	7.74%
6	台東区	194,781	175,305	11.11%
7	墨田区	179,315	163,543	9.64%
8	江東区	189,018	174,889	8.08%
9	品川区	206,335	188,514	9.45%
10	目黒区	202,217	187,897	7.62%
11	大田区	191,254	178,087	7.39%
12	世田谷区	199,104	185,034	7.60%
13	渋谷区	207,004	191,063	8.34%
14	中野区	186,139	168,267	10.62%
15	杉並区	186,095	169,135	10.03%
16	豊島区	170,560	153,781	10.91%
17	北区	173,235	157,208	10.19%
18	荒川区	178,127	161,350	10.40%
19	板橋区	174,571	161,611	8.02%
20	練馬区	175,285	163,060	7.50%
21	足立区	172,059	158,044	8.87%
22	葛飾区	163,470	152,344	7.30%
23	江戸川区	173,026	162,052	6.77%
24	八王子市	159,025	149,952	6.05%
25	立川市	170,060	156,842	8.43%
26	武蔵野市	198,035	183,647	7.83%
27	三鷹市	193,802	178,885	8.34%
28	青梅市	157,234	147,487	6.61%
29	府中市	185,020	172,911	7.00%
30	昭島市	165,764	151,520	9.40%
31	調布市	186,382	171,883	8.44%
32	町田市	172,394	159,599	8.02%
33	小金井市	183,386	169,005	8.51%
34	小平市	172,883	159,465	8.41%
35	日野市	170,175	157,197	8.26%
36	東村山市	165,958	157,022	5.69%
37	国分寺市	179,511	168,316	6.65%
38	国立市	169,566	157,641	7.56%
39	福生市	154,606	142,752	8.30%
40	狛江市	176,988	166,681	6.18%
41	東大和市	156,735	149,678	4.71%
42	清瀬市	172,658	157,416	9.68%
43	東久留米市	170,427	159,703	6.71%
44	武蔵村山市	156,973	146,550	7.11%
45	多摩市	172,614	160,251	7.71%
46	稲城市	179,622	167,733	7.09%
47	羽村市	159,456	149,576	6.61%
48	あきる野市	157,576	146,346	7.67%
49	西東京市	178,307	163,961	8.75%
50	瑞穂町	157,997	147,456	7.15%
51	日の出町	147,991	142,612	3.77%
52	檜原村	136,695	109,708	24.60%
53	奥多摩町	164,613	135,822	21.20%
54	大島町	161,720	152,230	6.23%
55	利島村	27,348	53,016	▲ 48.42%
56	新島村	161,109	152,143	5.89%
57	神津島村	170,858	159,335	7.23%
58	三宅村	163,324	111,150	46.94%
59	御蔵島村	71,525	64,030	11.71%
60	八丈町	146,828	134,117	9.48%
61	青ヶ島村	58,417	76,079	▲ 23.22%
62	小笠原村	147,007	142,971	2.82%
区市町村計		180,856	167,042	8.27%

※1人当たり保険料額は、医療分・後期分の一般被保険者分に係る保険料総額を一般被保険者数で除した額と、介護納付金分の保険料総額(退職被保険者等分を含む)を介護2号被保険者数で除した額を合計して算出

※令和5年度算定結果(A)は、医療分、後期分、介護分ごとに自然増(都平均の1人当たり納付金伸び率)に6%を加えた割合を基準とした激変緩和措置後の額

令和5年度確定係数に基づく標準保険料率

○医療分、後期高齢者支援金分、介護給付金分ごとに自然増(都平均の1人当たり給付金伸び率)プラス6%を超える部分を減額処理

Table with columns for medical division, support funds, care payments, and insurance rates. It lists 62 municipalities and their respective data points for various financial metrics.

①は全国統一の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、前年の所得水準に同じた割合(57.4%)で算定。②は都一律の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、各市区町村の所得水準に同じた割合で算定。所得割合は各市区町村の総所得金額(R2~R4年度)の平均所得を使用。均等割合は各市区町村の令和5年度被保険者数推計値により算定。③は市区町村ごとの基準(2・3・4方式)により算定。応能・応益割合は、各市区町村の令和4年度実績に同じた割合で算定。利率は各市区町村の令和4年4月1日時点の総所得金額及び固定資産税額、並びに、令和5年度の被保険者数及び世帯数の推計値により算定。

令和5年度納付金算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準の状況

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
1	千代田区	1,370,249	1.700	1.079
2	中央区	1,057,368	1.312	0.954
3	港区	1,118,748	1.388	0.953
4	新宿区	799,568	0.992	0.999
5	文京区	996,886	1.237	0.987
6	台東区	856,145	1.062	1.029
7	墨田区	767,059	0.952	1.048
8	江東区	779,126	0.966	1.082
9	品川区	927,719	1.151	1.056
10	目黒区	1,060,449	1.315	0.970
11	大田区	832,991	1.033	1.078
12	世田谷区	972,356	1.206	0.940
13	渋谷区	1,090,082	1.352	0.957
14	中野区	826,067	1.025	0.985
15	杉並区	901,107	1.118	0.955
16	豊島区	788,056	0.978	0.953
17	北区	721,742	0.895	1.056
18	荒川区	723,323	0.897	1.062
19	板橋区	724,554	0.899	1.044
20	練馬区	797,324	0.939	0.980
21	足立区	672,088	0.834	1.054
22	葛飾区	670,350	0.832	1.022
23	江戸川区	708,712	0.879	1.042

※ 所得金額(医療分)は、令和2年度～令和4年度の平均所得(8月末時点)における4月1日現在の賦課限度額控除後基準総所得金額)

※ 医療費指数は、全国を1とした場合の平成31年度～令和3年度までの3年平均を、都を1として算出

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
24	八王子市	687,510	0.853	0.978
25	立川市	718,408	0.891	0.962
26	武蔵野市	989,925	1.228	0.907
27	三鷹市	874,200	1.084	0.997
28	青梅市	657,424	0.816	0.945
29	府中市	794,979	0.986	0.990
30	昭島市	680,783	0.844	1.009
31	調布市	839,733	1.042	0.980
32	町田市	720,677	0.894	0.990
33	小金井市	874,354	1.085	0.956
34	小平市	758,175	0.940	0.970
35	日野市	731,622	0.908	0.951
36	東村山市	696,304	0.864	1.032
37	国分寺市	832,922	1.033	0.920
38	国立市	758,753	0.941	0.930
39	福生市	658,242	0.817	0.947
40	狛江市	817,760	1.014	0.968
41	東大和市	688,193	0.854	0.978
42	清瀬市	696,119	0.864	1.044
43	東久留米市	733,215	0.910	0.959
44	武蔵村山市	635,678	0.789	1.037
45	多摩市	729,852	0.905	0.966
46	稲城市	806,556	1.001	0.933
47	羽村市	683,936	0.848	1.014
48	あきる野市	680,754	0.844	0.951
49	西東京市	774,700	0.961	0.963
50	瑞穂町	696,364	0.864	0.892
51	日の出町	633,464	0.786	0.961
52	檜原村	642,914	0.798	0.957
53	奥多摩町	588,024	0.729	1.138
54	大島町	702,663	0.872	0.975
55	利島村	886,372	1.100	0.649
56	新島村	698,532	0.867	1.020
57	神津島村	922,780	1.145	0.820
58	三宅村	713,548	0.885	1.066
59	御蔵島村	966,506	1.199	0.897
60	八丈町	664,951	0.825	0.901
61	青ヶ島村	1,096,219	1.360	1.162
62	小笠原村	880,609	1.092	0.759
	東京都	806,149	1.000	1.000
	特別区	833,116	1.033	1.014
	市町村	748,187	0.928	0.973

令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 令和4年11月24日（月曜日）午後5時00分～6時14分

2 場 所 東京都庁第一本庁舎42階特別会議室C【WEB形式】

3 出席者（五十音順）

和泉なおみ委員、井上恵司委員、今泉礼三委員、うすい浩一委員、大坪由里子委員、金田博委員、桐山ひとみ委員、嶋田文子委員、土田武史会長、永田泰造委員、橋本直紀委員、蓮沼剛委員、林あきひろ委員、平川博之委員、深沢庄二郎委員、蒔田信之委員、元田勝人委員、桃原慎一郎委員

4 主な発言内容

（1）東京都国民健康保険運営方針に基づく令和4年度の取組について

（委員）マイナンバーカードについて、「区市町村間で課題等を共有する」という部分と「国に取扱いの明確化を求めていく」というが、その具体的な内容について紹介ください。

（事務局）マイナンバーカードの健康保険証利用は国民健康保険に限らず医療保険共通の課題ですが、国保特有の資格証・短期証の扱いや、マイナンバーカードを取得できない方への対応などについて、今後、国にしっかりと示していただくようお願いしていく予定。

（委員）マイナンバーカードについては、これから重複医療というか、お薬を何重にも頂くとかということを防ぐために非常に重要な施策と思うので、慎重に進めていただきたい。

（委員）「オンライン資格確認に関する状況調査及び情報共有」について、区市町村に提供される資格データというのはどういうものか。また、マイナンバーカードの健康保険証利用について、保険証自体を廃止してしまおうという動きが国で強まっている。拙速に進めるべきではないと思うが、都は国に対しどのように対応を求めていくのか。

（事務局）「区市町村に提供されることとなった資格データ」については、中間サーバー等で、他の医療保険に入られている方との資格の重複のチェック機能が新たに設けられているので、具体的な活用法や課題をアンケート形式で伺ったもの。また、マイナンバーカードの保険証利用については、当初選択制と言われていたが、最近では廃止という話が出てきたところ。今後のスケジュール感や整理されていない事項について早く示していただくよう国に求めており、引き続き求めてまいります。

（2）令和5年度国保事業費納付金等の算定について～仮係数に基づく納付金等の算定結果について

（委員）来年度の保険料算定に当たって医療給付費が伸びているが、要因を東京都はどう分析しているか。

（事務局）国の資料等により、令和2年度に医療費が減った反動で、令和3年度に増があったとされている。一人当たり医療費は、医療の高度化や高齢化により、年々自然増があったが、今回の算定においては、その自然増に加え新型コロナウイルス感染症等による受診控えの反動等が影響していると考えている。また、国に詳細な分析や影響について自治体に示すよう提案要求も行っている。

(委員) 激変緩和の財源について、去年、国の数字は都分として15億円、都が繰り入れるお金として3.8億円となっていたと思うが、この数字の違いはどういうところから来るのか。

(事務局) 国は激変緩和措置を年々減らしていくという方針があり、都分については、国の激変緩和を行った後に都の追加の繰入金金を激変緩和措置を行うため、都分が増えている。

(委員) 区市町村が一般財源を入れなければ8.9%の値上げというのは衝撃的な数字。コロナの下で大きな影響を受けている現状がある以上、国に対し激変緩和の金額を減らすなどということを都として強く求めるべきと思うし、保険料の値上がり抑制のために都が財政支出すべきと思うがどうか。

(事務局) 今回お示した数字は仮係数であり、今後、国の係数も変わり、都の診療費推計も直近の実績を踏まえたものとする。財政支援について、激変緩和措置は都も繰入金等を活用し実施しているところであり、引き続き制度の中での対応をしていく。また、国に対しては、医療費の増すうに対する必要な財源の措置や急激な上昇を抑えるための仕組みを講じるように提案要求している。

(委員) 区市町村へこの仮係数に基づく数字を示したと思うが、それぞれの区市町村の現状をどのように把握されているか、また、どのような意見が挙がっているか伺う。

(事務局) 区市町村からは、医療費が上がっている状況についての情報提供、今後の見通しや国への要望等についてしっかりやってほしいという意見を頂戴した。

(委員) 国保の制度設計においては、引き続き国へぜひ支援の要望を続けていただきたい。また、健全化計画に基づいて、赤字解消のために、ペナルティ評価をもらわないために、多分ご努力されていることが、一方で値上げにつながらないように、ぜひそういったことの指導も区市町村に、支援というか、指導も含めて対応していただきたいと思うがいかがか。

(事務局) 赤字解消について、区市町村が苦勞されているということは伺っている。一方で、計画どおり解消している自治体からもっと都全体で進めるべきではないかという意見も頂いている。引き続き丁寧に区市町村の状況を把握してまいりたい。

(委員) 収納率をいかに上げていくかということが、国民皆保険を維持していくための国保を運営していくために非常に重要なこと。令和2年度の保険料収納率を見ていると、収納率の差が10%以上開きがある市区町村もある。仮に島しょ部を除いても、26市と23区の中で大きな違いがあるが、この収納率の差がどうして大きく開いてくるのか、また、その収納率がある程度改善されれば、1ポイント当たりどれぐらいの保険料収入になっていくのか、もし分かる部分があればお答えいただきたい。

(事務局) 収納率の差ですが、特別区は料を採用しており、市町村は一部を除き税を採用している。収納対策としては税の方が徴収しやすい。被保険者数も特別区のほうが多く、外国人や若年層が多く異動が多いというような状況もある。執行停止や実地支援については特別区を中心に支援。もう一つ、1%上がったならどれぐらいになるのかというところは、「財源構成(令和2年度決算)」に、保険料3,119億円とあり1%上がるとこれくらいというのが見ただけ。

(委員) ジェネリックの使用率については80%を目標に、都の現状は75.7%という報告を先ほど受けました。大都市圏が大体65とか67とか、70に行っていない状況の分析は、都としては対応されているのか。

(事務局) 後発医薬品の使用割合については様々な要因があり、分析が難しいところですが、1つには医療資源や医療費の窓口負担の状況等も影響しているものと思います。各地域で、

通知や使用カード等の取組をいただいております、年々使用率は各地域とも増えている。それぞれ地域ごとに特徴を捉えながら取組していただいていると思うので、引き続き状況を注視しながら、都としてもできるだけ各保険者の取組が進むよう支援してまいりたい。

(委員) 今回の仮算定は今後の支出の見込みを少し上乗せしていないか伺う。

(事務局) 保険給付費の見込みは国の示した方法により推計を行っており、多く見積り過ぎということはないと考えている。

(委員) この協議会の目的として、一人当たりの法定外繰入れを解消するというのが中長期的な狙いだと思っております。中長期的に見ると、都としては、大体何年ぐらいでこれをゼロに近づける、あるいはそれをベースとした各区市町村との話し合いになっているのか、その辺りの見通しはどうなっているか伺います。

(事務局) 都の運営方針の中では、具体的な解消年次というのは定めていない。国が求めている財政健全化計画の中では原則6年間とされていますが、解消年次は各自治体の実情を踏まえ設定するとされており、計画的、段階的に解消していくというのが都の考えです。

(委員) 先ほどから国保が大変という話も出ていますが、被保険者が支援している前期高齢者交付金も、令和4年度と令和5年度で一人当たりの支援が10%上がっているわけです。法定外繰入れは、都としてもこれを極力ゼロにさせていただくと同時に全体的な構造をどうするかというのを並行してやっていただきたいと思っております。

重症化対策、あるいはジェネリックの使い方が全国と比べて都は決して高くない。加入者に関心をもって取り組んでいるわけではない実態がありますので、より健康になるための日常の健康管理の仕方とか、病気になったときのジェネリックの使い方とか、そういったことをもっと徹底してやっていかないと、結局はその負担の押しつけ合いみたいになると思います。区市町村は特に住民に対してご指導をお願いしたいと思っております。「医療費適正化の取組状況」も、あまりやっていないようなところが1割ぐらいあるので、「どこまで浸透しているのかな」とも思います。糖尿病ですとか、ジェネリックのところなどを見ると、もっともっとやるべきことはたくさんあると思いますので、しっかり取り組みながら、保険料率の引き上げをどうやって抑えるのかという議論をぜひお願いしたいと思っております。

(事務局) 医療費の適正化の取組をさらに進めていくべきとご意見を頂戴いたしました。今後、区市町村の取組の状況をより詳細に把握して、必要な支援に力を入れていきたいと思っております。重症化予防の取組は、まだ一部のところで実施をしていない数字にはなっておりますが、おおむね実施をしていないという回答を頂いているところは、島しょ部など小規模町村になり、全く実施していないということではなく、何らかはしていると思うので、それぞれの自治体の実情に応じた支援というのをしていければと考えております。また、ジェネリックは都民向けリーフレットなど普及啓発等もしており、今後も引き続き普及啓発の推進を図っていく。

(会長) 医療費の問題を考える場合、あるいは、これからの高齢化社会を考える場合は、医療提供体制のほう、今かかりつけ医の問題だとかいろいろ出ておりますけれども、そういうことも含めながら、全体の日本の医療はどうあるべきかということの本格的に検討すべき時期にもう達していると認識しております。

(事務局) 次回の開催日程ですが、来年2月の開催を予定しております。

(会長) 以上をもちまして、令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

